



いてん てんしゅつ しゅっこく さい
移転・転出・出国の際に
 ひつよう てつづ
必要な手続きは

● **姫路市** の **なか** で **住所** が **変わった** とき

住所が 変わってから 14 日の間に 市役所に 来て ください。住所が 変わった人

いっしょに 住んでいる 家族が 市役所に 来て ください。

15 歳までの人の 住所が 変わったときは、いっしょに 住んでいる 大人の 家族が

代わりに 来て ください。

必要なもの：在留カード<日本に いるための カード> や 特別永住者証明書<とくべつに 日本に ずっと いることが できる>や マイナンバーカード<あなただけの 番号が 書いてある カード>、国民健康保険資格確認書<病院に 行くときの カード> (入っている 人だけ)

● **住所** が **姫路市** から **他の** **市** に **変わった** とき

住所が 変わってから 14 日の間に 市役所に 来て ください。住所が 変わった人

いっしょに 住んでいる 家族が 来て ください。

15 歳までの人の 住所が 変わったときは、いっしょに 住んでいる 大人の 家族が

代わりに 来て ください。

● **日本** から **一時出国**<一度 でて また もどる>するとき

◇再入国許可<もう一度 日本へ 入ることが できる 許し>を 取りたいとき

期限が おわっていない パスポートと 在留カード<日本に いるための カード>や

特別永住者証明書<とくべつに日本に ずっと いることが できる>を 持っている外国人が

日本を 出してから 1 年以内 (特別永住者は 2 年以内) に もう一度 日本へ 戻りたいときは

日本を 出るときに 言って ください。再入国許可<もう一度 日本へ 入ることが できる>

を 取る 必要は ありません (「みなし再入国制度」)。

みなし再入国制度で 日本を 出た人は 必ず 1 年以内 (特別永住者は 2 年以内) に 日本へ

もどって ください。それを 過ぎると 日本へ 入ることが できなくなります。注意して

ください。

おおさかにうこくかんりきょく 神戸支局姫路港出張所
大阪入国管理局 神戸支局姫路港出張所

でんわ 電話 **079-235-4688**

いてん てんしゅつ しゅっこく さい
移転・転出・出国の際に
 ひつよう てつづ
必要な手続きは



いちじしゅっこく いちど でて また もどる 期間が 長くなるときは、電気、ガス、電話、水道の 一時停止手続き<しばらく 使わないことを 会社に 言う>を して ください。

わからないときは

電気と ガスは、電気と ガスの 会社に 聞いて ください。

NTT 西日本 電話 116 (話す お金は かかりません)

※携帯電話と PHS からは 電話 0800-2000116 (話す お金は かかりません)

姫路市水道料金センター 電話 079-221-2711

● **日本** を **出て** もう **もどらない** ときは

市役所に 転出届を 出して ください。

日本を 出るときに 空港か 港で 在留カード<日本に いるための カード>や

特別永住者証明書<とくべつに 日本に ずっと いることが できる>を 返して ください。

再入国許可<もう一度 日本へ 入ることが できる>を 受けている人は 返す 必要は

ありません。

国民年金に 入っていた人は 脱退一時金<年金を やめたときに 返ってくる お金>を

もらうことが できます。日本を 出た 後で 申し込んで ください。